

生成 AI システム構築業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、業務効率化とサービス品質の向上を目的に、当県が所有する機密性の高いデータを安全に生成 AI システムで取り扱えるようにするために、セキュリティが確保されたオンプレミス環境において、生成 AI システムを構築するものである。

特に、庶務関係及び会計業務に関する庁内からの問い合わせ件数を削減するための生成 AI システムを活用したチャットボット等を導入し、職員の業務負担軽減を実現する。

オンプレミス環境での構築により、個人情報等の適切な管理と高度なサービス提供を両立させ、庁内業務の効率化とサービス品質の向上を図る。

2 業務の名称

生成 AI システム構築業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 要件

以下に記載の内容を上回る提案等については、問題ない。

(1) ハードウェアの要件

・ GPU サーバー

GPU: NVIDIA H100 NVL または同等以上の性能を持つ GPU を搭載。

数量: 最低 2 基以上

・ CPU サーバー

CPU: 8 コア以上、2.6GHz 以上のクロック速度。

RAM: 256GB 以上。

ストレージ:PCIe NVMe SSD 7.6TB 以上。

・ ネットワーク

10Gbps 以上。

(2) ソフトウェア要件

・ オペレーティングシステム (OS)

Linux ディストリビューション (Ubuntu)。

・ LLM

Llama 3.1 (70B)相当以上。

・ コンテナ環境

Docker : 必須のコンテナ管理環境として、Docker を活用可能な構成とすること。

アプリケーション管理:必要な依存関係を簡単に管理するために、Docker イメージを活用。

Dify の提供:LLM を業務用途で効率的に活用するためのインターフェースとして、Dify(<https://dify.ai>) (オープンソースの LLM 運用プラットフォーム) の導入を行うこと。

(3) データ要件

- ・データの保存および管理は、外部アクセスを遮断する構成とすること。

(4) セキュリティ要件

- ・アクセス制御
システム管理者、開発者、一般ユーザーの権限を分離。

5 提案に含むべき項目

(1) 提案内容

- ・提案するシステム構成の詳細 (ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成)。
- ・導入後の運用フローおよび保守体制。
- ・コスト見積
令和7年度：初期費用、年間保守費用、ライセンス費用等。
令和8年度以降：年間保守費用・運用費用、ライセンス費用等。
(令和8年度以降の費用は、参考とするものとし、保守等については、協議の上、改めて契約を締結するものとする。)
- ・Dify 等を活用した業務効率化に寄与する提案を記載すること。
(実装までを求めるものではない。)

(2) 実績

- ・提案企業
- ・提案企業または団体の、LLM 導入に関する実績を提示。
- ・特に、オンプレミス環境での導入事例や、自治体・公共機関での実績を明記。

(3) スケジュール

提案には、導入プロジェクト全体のスケジュールを含むこと。

- ・要件確認フェーズ
- ・システム設計フェーズ
- ・ハードウェア・ソフトウェアセットアップ
- ・モデルのインストールおよびチューニング
- ・テスト運用
- ・本運用および保守開始

6 導入条件

(1) 納入条件

提案するシステムは、自治体の技術基準に準拠し、以下の条件を満たすこと。

- ・提案されたハードウェアおよびソフトウェアが、納入後3年間以上のサポートおよび保証を受けられること。

- ・納入後、導入支援および技術サポートを受けられる体制が整備されていること。

(2) 運用環境

- ・提案されたシステムは、自治体庁舎内のデータセンターで稼働することを前提とする。
- ・システムの運用は、自治体職員が管理できるよう必要なマニュアル等を提供すること。

(3) 保守・サポート

- ・庁内で管理可能な LLM の導入：納入されたシステムは、自治体が自ら管理できるように設計されていることを必須とする。自治体職員がモデルやシステムの基本的な運用および管理を行えるよう、必要なマニュアル等を提供すること。
- ・定期的なバージョンアップ：導入された LLM は、技術の進歩に応じて定期的にバージョンアップへの対応を行い、最新の機能や改善を反映したモデルを納品すること。

(4) 保守内容

- ・ハードウェアの定期点検および障害時の交換対応。
- ・ソフトウェアの定期アップデート（LLM）。
- ・トラブル発生時の迅速な対応

7 成果品等の納入場所

納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当

8 委託業務に関する経費の管理等

受託者は、委託業務の経理について、本業務以外の経費を計上してはならない。

9 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定する。

また、委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から業務実施や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判をうけることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものであること。